



平成 28 年 4 月 25 日

各位

会 社 名 株式会社フジ  
代表者名 代表取締役社長 尾崎 英雄  
(コード番号 8278 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役専務執行役員  
経営企画担当 佐伯 雅則  
(電話番号 089-922-8112 )

### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第44期 内部統制報告書 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成23年 2 月28日)  
第45期 内部統制報告書 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成24年 2 月29日)  
第46期 内部統制報告書 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成25年 2 月28日)  
第47期 内部統制報告書 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成26年 2 月28日)  
第48期 内部統制報告書 (自 平成26年 3 月 1 日 至 平成27年 2 月28日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】、及び3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には\_\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第 44 期 内部統制報告書 (自 平成 22 年 3 月 1 日 至 平成 23 年 2 月 28 日)

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社 3 社を

対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

(訂正後)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、平成23年2月28日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

当社の子会社である株式会社フジ・トラベル・サービス(以下、「フジトラベル」という。)において、一部の勘定科目の帳簿残高が、本来あるべきと考えられる金額と大きく乖離している事実が判明しました。当社は、その重要性に鑑み、本件に関する事実関係、当社及びフジトラベルの財務諸表への影響額の確定、本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言を目的として、平成28年2月22日に調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会から平成28年3月31日に受領した調査報告書により、フジトラベルにおいて、資産科目(債権)の過大計上及び負債科目(債務)の過小計上という不適切な会計処理が判明しました。

フジトラベルの財務諸表は、調査報告書に基づく過年度の修正を行った結果生じる派生的影響事項(固定資産の減損処理等)も考慮の上、修正しました。それに伴い、当社の個別財務諸表において、過年度で関係会社株式評価損及び関係会社投資等損失引当金を計上しました。

さらに、フジトラベルは、従来、連結財務諸表に与える重要性が乏しく、また、当社の事業との関連性が薄いことから、これまで連結の範囲に含めていませんでしたが、フジトラベルの財務諸表の修正により、連結財務諸表の利益剰余金に与える重要性が増したため、過年度に遡りフジトラベルを連結の範囲に含めた上で、連結財務諸表を修正するとともに、平成23年2月期から平成27年2月期までの有価証券報告書及び平成26年2月期第1四半期から平成28年2月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、フジトラベルの従前からの組織風土・企業体質、それを作り上げた経営及び組織体制の問題、さらに営業業務及び経理業務に関する管理レベルの低さに加え、当社の一部関係者も含めた不適切な処理に対するリスク認識が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期に亘り識別・改善できなかったことから、結果としてフジトラベルに対する当社のグループガバナ

ンスは十分に機能していませんでした。

このような当社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

#### 1. 当社の再発防止策

- (1) 組織風土と価値観の改革
- (2) グループガバナンスの強化
- (3) グループ支援の見直し

#### 2. フジトラベルの再発防止策

- (1) 誠実性及び倫理観を持った組織風土への改革とリスクマネジメント
- (2) 組織体制の見直しとそれぞれが担う役割の明確化ならびに人材育成
- (3) 業務フローの見直しによる属人的業務の排除とマニュアルの整備

### (2) 第45期 内部統制報告書（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（訂正前）

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

（訂正後）

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

#### 3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であ

ると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、平成24年2月29日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

## 記

当社の子会社である株式会社フジ・トラベル・サービス(以下、「フジトラベル」という。)において、一部の勘定科目の帳簿残高が、本来あるべきと考えられる金額と大きく乖離している事実が判明しました。当社は、その重要性に鑑み、本件に関する事実関係、当社及びフジトラベルの財務諸表への影響額の確定、本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言を目的として、平成28年2月22日に調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会から、平成28年3月31日に受領した調査報告書により、フジトラベルにおいて、資産科目(債権)の過大計上及び負債科目(債務)の過小計上という不適切な会計処理が判明しました。

フジトラベルの財務諸表は、調査報告書に基づく過年度の修正を行った結果生じる派生的影響事項(固定資産の減損処理等)も考慮の上、修正しました。それに伴い、当社の個別財務諸表において、過年度で関係会社株式評価損及び関係会社投資等損失引当金を計上しました。

さらに、フジトラベルは、従来、連結財務諸表に与える重要性が乏しく、また、当社の事業との関連性が薄いことから、これまで連結の範囲に含めていませんでしたが、フジトラベルの財務諸表の修正により、連結財務諸表の利益剰余金に与える重要性が増したため、過年度に遡りフジトラベルを連結の範囲に含めた上で、連結財務諸表を修正するとともに、平成23年2月期から平成27年2月期までの有価証券報告書及び平成26年2月期第1四半期から平成28年2月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、フジトラベルの従前からの組織風土・企業体質、それを作り上げた経営及び組織体制の問題、さらに営業業務及び経理業務に関する管理レベルの低さに加え、当社の一部関係者も含めた不適切な処理に対するリスク認識が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期に亘り識別・改善できなかったことから、結果としてフジトラベルに対する当社のグループガバナンスは十分に機能していませんでした。

このような当社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

### 1. 当社の再発防止策

- (1) 組織風土と価値観の改革
- (2) グループガバナンスの強化
- (3) グループ支援の見直し

### 2. フジトラベルの再発防止策

- (1) 誠実性及び倫理観を持った組織風土への改革とリスクマネジメント
- (2) 組織体制の見直しとそれぞれが担う役割の明確化ならびに人材育成

(3) 業務フローの見直しによる属人的業務の排除とマニュアルの整備

(3) 第46期 内部統制報告書（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（訂正前）

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

（訂正後）

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、平成25年2月28日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社の子会社である株式会社フジ・トラベル・サービス(以下、「フジトラベル」という。)において、一部の勘定科目の帳簿残高が、本来あるべきと考えられる金額と大きく乖離している事実が判明しました。当社は、その重要性に鑑み、本件に関する事実関係、当社及びフジトラベルの財務諸表への影響額の確定、本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言を目的として、平成28年2月22日に調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会から、平成28年3月31日に受領した調査報告書により、フジトラベルにおいて、資産科目(債権)の過大計上及び負債科目(債務)の過小計上という不適切な会計処理が判明しました。

フジトラベルの財務諸表は、調査報告書に基づく過年度の修正を行った結果生じる派生的影響事項(固定資産の減損処理等)も考慮の上、修正しました。それに伴い、当社の個別財務諸表において、過年度で関係会社株式評価損及び関係会社投資等損失引当金を計上しました。

さらに、フジトラベルは、従来、連結財務諸表に与える重要性が乏しく、また、当社の事業との関連性が薄いことから、これまで連結の範囲に含めていませんでしたが、フジトラベルの財務諸表の修正により、連結財務諸表の利益剰余金に与える重要性が増したため、過年度に遡りフジトラベルを連結の範囲に含めた上で、連結財務諸表を修正するとともに、平成23年2月期から平成27年2月期までの有価証券報告書及び平成26年2月期第1四半期から平成28年2月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、フジトラベルの従前からの組織風土・企業体質、それを作り上げた経営及び組織体制の問題、さらに営業業務及び経理業務に関する管理レベルの低さに加え、当社の一部関係者も含めた不適切な処理に対するリスク認識が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期に亘り識別・改善できなかつたことから、結果としてフジトラベルに対する当社のグループガバナンスは十分に機能していませんでした。

このような当社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

#### 1. 当社の再発防止策

- (1) 組織風土と価値観の改革
- (2) グループガバナンスの強化
- (3) グループ支援の見直し

#### 2. フジトラベルの再発防止策

- (1) 誠実性及び倫理観を持った組織風土への改革とリスクマネジメント
- (2) 組織体制の見直しとそれぞれが担う役割の明確化ならびに人材育成
- (3) 業務フローの見直しによる属人的業務の排除とマニュアルの整備

(4) 第47期 内部統制報告書（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

(訂正後)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、平成26年2月28日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社の子会社である株式会社フジ・トラベル・サービス(以下、「フジトラベル」という。)において、一部の勘定科目の帳簿残高が、本来あるべきと考えられる金額と大きく乖離している事実が判明しました。当社は、その重要性に鑑み、本件に関する事実関係、当社及びフジトラベルの財務諸表への影響額の確定、本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言を目的として、平成28年2月22日に調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会から、平成28年3月31日に受領した調査報告書により、フジトラベルにおいて、資産科目(債権)の過大計上及び負債科目(債務)の過小計上という不適切な会計処理が判明しました。

フジトラベルの財務諸表は、調査報告書に基づく過年度の修正を行った結果生じる派生的影響事項(固定資産の減損処理等)も考慮の上、修正しました。それに伴い、当社の個別財務諸表において、過年度で関係会社株式評価損及び関係会社投資等損失引当金を計上しました。

さらに、フジトラベルは、従来、連結財務諸表に与える重要性が乏しく、また、当社の事業との関連性が薄いことから、これまで連結の範囲に含めていませんでしたが、フジトラベルの財務諸表の修正により、連結財務諸表の利益剰余金に与える重要性が増したため、過年度に遡りフジトラベルを連結の範囲に含めた上で、連結財務諸表を修正するとともに、平成23年2月期から平成27年2月期までの有価証券報告書及び平成26年2月期第1四半期から平成28年2月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、フジトラベルの従前からの組織風土・企業体質、それを作り上げた経営及び組織体制の問題、さらに営業業務及び経理業務に関する管理レベルの低さに加え、当社の一部関係者も含めた不適切な処理に対するリスク認識が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期に亘り識別・改善できなかったことから、結果としてフジトラベルに対する当社のグループガバナンスは十分に機能していませんでした。

このような当社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには

正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

#### 1. 当社の再発防止策

- (1) 組織風土と価値観の改革
- (2) グループガバナンスの強化
- (3) グループ支援の見直し

#### 2. フジトラベルの再発防止策

- (1) 誠実性及び倫理観を持った組織風土への改革とリスクマネジメント
- (2) 組織体制の見直しとそれぞれが担う役割の明確化ならびに人材育成
- (3) 業務フローの見直しによる属人的業務の排除とマニュアルの整備

(5) 第48期 内部統制報告書（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

(訂正後)

<前略>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

<後略>

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、平成27年2月28日時点において、当社の財



務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

## 記

当社の子会社である株式会社フジ・トラベル・サービス(以下、「フジトラベル」という。)において、一部の勘定科目の帳簿残高が、本来あるべきと考えられる金額と大きく乖離している事実が判明しました。当社は、その重要性に鑑み、本件に関する事実関係、当社及びフジトラベルの財務諸表への影響額の確定、本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言を目的として、平成28年2月22日に調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会から、平成28年3月31日に受領した調査報告書により、フジトラベルにおいて、資産科目(債権)の過大計上及び負債科目(債務)の過小計上という不適切な会計処理が判明しました。

フジトラベルの財務諸表は、調査報告書に基づく過年度の修正を行った結果生じる派生的影響事項(固定資産の減損処理等)も考慮の上、修正しました。それに伴い、当社の個別財務諸表において、過年度で関係会社株式評価損及び関係会社投資等損失引当金を計上しました。

さらに、フジトラベルは、従来、連結財務諸表に与える重要性が乏しく、また、当社の事業との関連性が薄いことから、これまで連結の範囲に含めていませんでしたが、フジトラベルの財務諸表の修正により、連結財務諸表の利益剰余金に与える重要性が増したため、過年度に遡りフジトラベルを連結の範囲に含めた上で、連結財務諸表を修正するとともに、平成23年2月期から平成27年2月期までの有価証券報告書及び平成26年2月期第1四半期から平成28年2月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、フジトラベルの従前からの組織風土・企業体質、それを作り上げた経営及び組織体制の問題、さらに営業業務及び経理業務に関する管理レベルの低さに加え、当社の一部関係者も含めた不適切な処理に対するリスク認識が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期に亘り識別・改善できなかったことから、結果としてフジトラベルに対する当社のグループガバナンスは十分に機能していませんでした。

このような当社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

### 1. 当社の再発防止策

- (1) 組織風土と価値観の改革
- (2) グループガバナンスの強化
- (3) グループ支援の見直し

### 2. フジトラベルの再発防止策

- (1) 誠実性及び倫理観を持った組織風土への改革とリスクマネジメント
- (2) 組織体制の見直しとそれぞれが担う役割の明確化ならびに人材育成
- (3) 業務フローの見直しによる属人的業務の排除とマニュアルの整備

以上